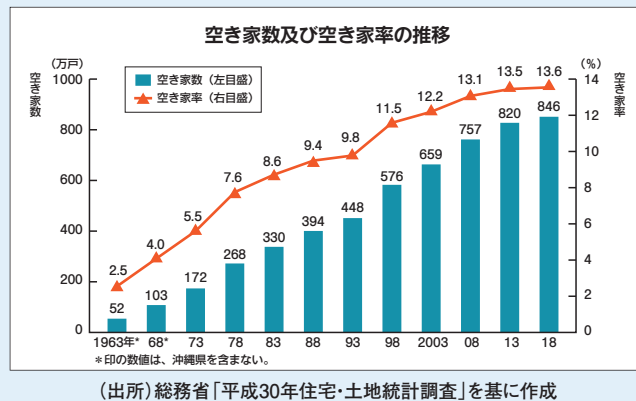


どうして
その空き家





「空家」が約433万戸、「売却用の住宅」が約29万戸、別荘などの「二次的住宅」が約38万戸、「その他住宅」が約349万戸です。このうち、問題となっているのは、転勤や入院など、何らかの理由によって長期不在になっている住宅や、使用目的がなく、空き家として所有している住宅である「その他住宅」です。

本来、空き家の管理は所有者が責任をもって行うべきものですが、さまざまな理由で放置されているのが現状です。将来、あなたも空き家を所有する可能性があります。現在所有している方も、そうでない方も早めの空き家対策をしましょう。

空き家とは、国土交通省の「空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」で「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と定義されています。

空き家の割合は年々増えている状況で、総務省の「平成30年住宅・土地統計調査」によると、空き家率は13・6パーセントと過去最高となっており、昭和38年から常に増加し続けている状況です。これは、戸数にすると約846万戸で、かなり多いことが分かります。

空き家の内訳として、「賃貸用の住



空家が増えている背景

少子高齢化・相続問題

核家族化・少子高齢化が進む中、家を所有する方が亡くなる、または老人ホームなどの高齢者施設に入所することで、その家に戻ってくる方がいない、もしくは必要とする方がいないという状況により空き家が増えています。

また、相続も空き家と深く関わっています。「令和元年空き家所有者実態調査」(国土交通省)によると、空き家を取得した理由の約50パーセントが相続によるものです。いざ所有しても遠方に住んでいるため管理ができない、または売却をしようとしても、その前提となる相続登記の遺産分割協議で揉めてしまい、結果的にそのまま放置されてしまっています。

固定資産税対策のため

固定資産税には「土地に住宅が建っていると、住宅1戸につき土地の面積200平方メートルまでの分について6分の1に減額される」という特例があります。そのため、家を解体して更地にするとその優遇がなくなることから、とりあえずそのままにしている方が多いことも空き家問題の原因の1つです。

しかし、平成27年に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」により、「特定空き家等」として判定され、自治体から勧告を受けると、上記特例の適用を受けられなくなりました。詳細は3ページをご覧ください。

世帯数の増加以上に住宅数が増加

特に日本人は、中古住宅より新築住宅を好む傾向があると言われています。世帯数以上に新築の住宅数が増加しています。逆に捉えると、将来空き家になる可能性を持った家も増え続けているのです。



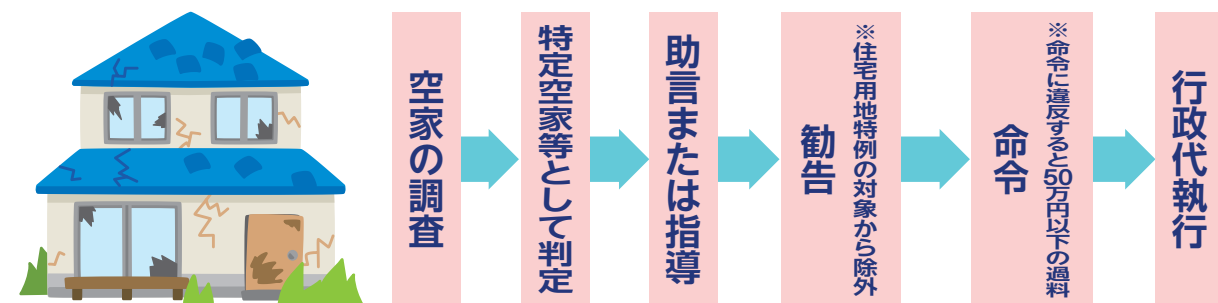
空家の問題

- 立木や雑草の繁茂による隣地や道路への越境
- 動物の侵入、棲みつき
- 建物の老朽化による倒壊
- 不審火などによる火災の発生
- 強風や地震による屋根、外壁などの落下、飛散
- 不法侵入、不法滞在
- ごみなどの投棄

固定資産税が最大6倍!

「特定空き家等」とは?

平成27年に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」により、「特定空き家等」として判定された後に、市から改善の勧告を受けると、住宅用地の課税標準特例措置の対象から外れ、固定資産税の特例措置が適用されなくなります。固定資産税額はおおそ更地の状態と同等の最大6倍となる場合があります。さらに市からの命令に応じずに違反となった場合、最大50万円以下の過料が科せられてしまいます。



(出所)国土交通省「『特定空き家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」を基に作成

5,000万円の損害賠償!?

空き家の管理責任は所有者にあり、相続が発生した空き家は相続人に管理責任があります。空き家の管理不全が原因で第三者に被害を与えた場合は、空き家所有者は、民法による損害賠償責任を負う可能性があります。

例 劣化した空き家の瓦が通行人に当たり死亡した場合

※11歳男児を想定して試算

人身事故	損害区分	損害額
	死亡逸失利益	3,400万円
	慰謝料	2,100万円
	葬儀費用	130万円
	合計	5,630万円

(出典)公益社団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

所有・管理の方へ

- 空き家などが周辺に悪影響を及ぼさないように管理を徹底してください。
- 利活用・売却・解体することも検討しましょう。



市民の方へ

- 市内に管理不全な空き家がありましたら市に情報提供してください。
- ▶ 問い合わせ 建築開発課(空き家等総合相談窓口) ☎ 550-1551



CHECK 不要な空き家・空き地があれば 「空き家等バンク」に登録しましょう

市では空き家・空き地の有効活用を通して、地域の活性化と定住促進を図るため、「空き家等バンク」制度を運用しています。空き家などを売りたい・貸したい方から提供を受けた物件の情報を登録し、市ホームページで広く皆さんに公開するとともに、利用を希望する方に情報提供します。

※「空き家等バンク」への登録を希望する場合は、建築開発課へ申請書を提出し事前に活用相談を受ける必要があります。

詳しくは、建築開発課に問い合わせるか、市ホームページをご確認ください。



行田市空き家等バンク



空き家等バンク
登録物件一覧

行田市空き家等バンクの特色

- 1、住宅に限らず、全ての建築物および空き地(市街化調整区域の農地を除く)について受付・相談に応じます。
- 2、現在使用している物件でも、近く使用されなくなる予定であれば受付・相談に応じます。
- 3、状態が良くなくても、不動産のプロ(宅地建物取引業者)が活用相談に応じます。



CHECK さまざまな支援制度を活用しましょう

老朽空き家等解体補助制度

特に危険な状態にあるもの(老朽空き家など)の解体を行う場合には、解体工事に要した費用の一部を補助します。

補助率	補助金額
解体工事に要した費用(床面積1平方メートルにつき、1万円を限度とする)の1/2以内	上限30万円



新 行田市空き家利活用補助制度

地域の活性化を目的として、市内にある空き家を5年間または10年間活用かつ市内の施工業者により工事を行う場合、その改修に掛かる費用の一部を補助します。

※いずれも交付条件があります。詳しくは、建築開発課へ問い合わせるか、市ホームページをご確認ください。



空き家に関する専門相談

・空き家トラブル110番
☎048—838—1889



・(公財)日本賃貸住宅管理協会さいたま支部
☎048—615—3838



・建築開発課(空家等総合相談窓口)
☎550—1551

相続おしかけ講座

県では、司法書士・行政書士を講師として無料で派遣し、認知症などへの備えや住宅を相続する際のコツなどを分かりやすく説明する事業を行っています。ぜひ、ご活用ください。



県ホームページでは、建物所有者が、建物の今後を考えるきっかけにいただくための冊子「住まなくなったらこうする! 空き家管理・活用の道しるべ」を公開しています。



CHECK 考えませんか? 空き家対策

所有者が元気なうちに話し合いを

実家を空き家にしないため、早い段階から現状を登記簿などで確認し、所有者と建物の未来を話し合いましょう。家族が住むのか、売却するのか、賃貸するのか、解体するのかなど所有者が亡くなったり、判断能力が低下したりするときに家族が困らないようにしましょう。

自宅などの財産が処分できなくなることに備えて、財産の管理などを代理で行う人をあらかじめ自分の意志で決める「任意後見制度」や「民事信託」という方法があります。例えば、将来、所有者が施設へ入所し、自宅を管理できなくなった場合でも、あらかじめ財産管理などを任された家族などが、状況に応じて売却した代金を介護費用に充てることができます。

所有者が分からないと?

登記上の所有者がすでに亡くなっている場合、法定相続人が財産を受け継ぐことになるため、突然空き家の所有者になっている場合があります。登記上の所有者をそのままにしておくと、相続人の数が増え続け、相続登記が滞ってしまいます。

また、空き家を解体する場合、相続人全員の同意が必要であるため、一部の所有者が明らかになっていないと壊すことができません。



CHECK 空き家を所有することになったら 適正に管理しましょう

空き家を定期的に管理しておくことで、建物の劣化や周辺への悪影響を防ぐことができます。良好な状態が維持できれば、将来、自身が住むことや売却・賃貸することができます。

内部の管理

管理項目	内 容	頻 度
通 風 換 気	全窓や押し入れ収納などを全開放し、換気扇の作動などをし、60分程度の換気	月1回
給 排 水	各蛇口通水(3分程度)して、錆防止、排水トラップへの中水、水漏れ確認	
雨 漏 り	雨漏りによるシミの確認	
害獣などの侵入	小屋裏、床下などが害獣の住処となっていないか確認	
清 掃	室内の簡易な掃き掃除	

外部の管理

管理項目	内 容	頻 度
庭	ポイ捨てされたごみの片付け、水たまりなどの消毒	年6回
樹 木 雑 草	せんてい 剪定や草刈り	春～秋3回
郵 便 受 け	配達物の片付け	月1回
建物の外観	外壁、窓、屋根、基礎などの腐食、劣化または破損などの確認	年6回
雨 樋	落ち葉などによるつまりや破損などの確認	年6回

出典：公益社団法人兵庫県建築士会「空き家相談・診断・助言マニュアル」

3回目がお済みでない方は接種をご検討ください

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が全国的に上昇しています。一方で、新型コロナワクチンの3回目接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。

初回免疫(1・2回目接種)によるオミクロン株感染に対する感染予防効果や発症予防効果は著しく低下しますが、3回目接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復します。

3回目接種がお済みでない方は、ぜひ接種をご検討ください。

「政府インターネットテレビ」もご覧ください

新型コロナウイルス対策
「若者のワクチン接種」篇



新型コロナワクチンについて
聞いてみた(ボンボンTV)



●3回目接種

▶対象 2回目のワクチン接種を終了した12歳以上の方

▶接種間隔 2回目接種から5カ月以上経過後

▶使用するワクチン ファイザー社(12歳以上)、モデルナ社(18歳以上)、武田社ワクチン(ノババックス)(18歳以上)

●3回目の市内接種会場

4回目の接種会場と同じです。ただし、12歳以上17歳以下の方の3回目接種は、ファイザー社ワクチンを使用する会場となります。

国や県のワクチン集団接種会場もご利用ください

国や県が設置しているワクチン集団接種会場での接種が可能です。ぜひご利用ください。
詳細は、自衛隊大規模接種会場・埼玉県ワクチン接種センター予約サイトをご覧ください。

●武田社ワクチン(ノババックス)の接種会場

武田社ワクチン(ノババックス)は1回目から3回目の接種で使用可能です。県内の接種会場などの詳細は、県ホームページをご確認ください。

〈国〉



〈県〉



5歳～11歳(小児)接種

5歳～11歳の方全員に接種券を送付しました。接種についてご検討された方から接種予約をしてください。

なお、これから5歳になる方の接種券は、5歳に達した月に順次発送します。

詳細は、市ホームページを確認の上、お子さんと一緒に検討してください。



ワクチン接種証明書のコンビニ交付が始まりました

7月26日から、新型コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付が始まります。
「市役所の閉庁時間に紙での証明書が必要」、「電子(専用アプリ)ではなく紙での接種証明が必要」といった場合にご活用ください。

▶ワクチン接種証明書を交付できるコンビニエンスストア

- 株式会社セブン-イレブン・ジャパン(8月17日サービス開始予定)
- 株式会社セイコーマート
- 株式会社ハセガワストア
- 株式会社道南ラルズ
- 株式会社タイエー

※今後、国において、順次、対象事業者が拡大するように調整が進められる予定です。

▶発行可能時間 午前6時30分～午後11時(毎日)

▶利用に必要なもの マイナンバーカード、証明書発行料(1通当たり120円)

▶留意点 海外用のワクチン接種証明書をコンビニ交付で受け取るには、旅券情報が必要となるため、コンビニ交付前に、7月21日以降に窓口または専用アプリで海外用のワクチン接種証明書を取得している必要があります。

●窓口(郵送)による交付(紙版)、専用アプリによる交付(電子版)も引き続き行っています

紙版のワクチン接種証明書の発行は、健康づくり課または郵送で申請を受け付けています。電子版のワクチン接種証明書の発行は、スマートフォン上の専用アプリでの申請となります。いずれの方法も発行料は掛かりません。申請方法などの詳細は、市ホームページをご確認ください。



スマートフォン上の専用アプリ(電子版)に画像保存機能が追加されました。この機能で保存された画像を活用することで、印刷することが可能となります。併せてご利用ください。

お知らせ 新型コロナウイルスワクチン接種



最新情報は市ホームページでご確認ください。

掲載内容は7月21日現在のもので、状況により変更となる場合があります。最新情報は市ホームページでご確認ください。

4回目接種

●4回目接種方針

接種対象(※1)	①60歳以上の方(努力義務) ②18歳以上60歳未満の方で、 ・基礎疾患を有する方(※2) ・その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方
接種回数	1回
接種間隔	3回目接種の完了から5カ月以上経過後

※1 接種対象が医療従事者等に拡大される予定です。最新情報は、市ホームページをご確認ください。

※2 18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方の範囲については、市ホームページをご確認ください。



●4回目接種の接種券の発送など

国の方針に基づき、接種券を順次発送します。

4回目の接種対象	接種券の発送など
60歳以上の方	3回目接種の完了から5カ月経過する頃、市から発送します。(申請不要)
18歳以上60歳未満で ①基礎疾患を有する方(※2) ②その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方	一部の方を除き、申請が必要です。「●接種券の申請方法」に沿って申請してください。 【申請不要の方】 初回接種(1・2回目接種)の際、本市に対して、基礎疾患を理由として「優先接種の申し出」をした方は申請不要です。3回目の接種完了から5カ月を経過する頃、市から発送します。

※拡大予定の接種対象の方への接種券の申請方法・発送については、市ホームページをご確認ください。

●接種券の申請方法

3回目接種日から5カ月を経過する頃、健康づくり課(保健センター内)または高齢者福祉課で配布している「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【4回目接種】」(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、直接申請してください(郵送可)。

▶必要書類 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カードなど)
追加接種(3回目接種)の接種済証、接種記録書または接種証明書

▶申請先 健康づくり課(保健センター内)または高齢者福祉課



●使用するワクチン

1～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社またはモデルナ社のワクチンを使用します。ファイザー社(12歳以上)は初回接種(1・2回目接種)の接種量と同量ですが、モデルナ社は半量になります。

1～3回目接種とは異なるワクチンを使用した場合でも十分な効果と安全性が確認されています。ご自身のためにも、早く接種できるワクチンから接種することをお勧めします。

●接種会場

接種会場は、市内16医療機関です。使用するワクチンや接種条件が変更となる場合がありますので、最新の情報は、市ホームページや接種券などに同封されているチラシでご確認ください。



問い合わせ

●接種時期・場所、接種券について

行田市新型コロナワクチン接種
コールセンター(相談センター)

☎556-1115

受付時間：午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日も実施)

▶問い合わせ 健康づくり課☎553-0053

●ワクチン接種後の副反応について

埼玉県新型コロナワクチン接種の
専門相談窓口

☎0570-033-226(ナビダイヤル)

受付時間：24時間対応
(土・日曜日、祝日も実施)

●その他、ワクチン接種について

厚生労働省新型コロナワクチン
コールセンター

☎0120-761770(フリーダイヤル)

受付時間：午前9時～午後9時
(土・日曜日、祝日も実施)

行田市優秀建設工事技術者表彰式を行いました



石井市長から表彰状を受け取った(左から)須永弘康さん、津浦崇史さん、永沼紀佳さん、吉川研二さん

6月20日、令和4年度行田市優秀建設工事技術者表彰式を市役所で行いました。

これは、市発注工事を優秀な成績で完成させた技術者を表彰することで、市発注工事に対する意欲の高揚や品質確保などの向上を図ることを目的としており、今年度は4人の方が表彰されました。

小川工業株式会社の津浦崇史さん、須永弘康さんは第10処理分区汚水枝線工事(藤原町第1工区)、大澤建設株式会社の永沼紀佳さんは配水管布設工事(その12)、株式会社協亜建設の吉川研二さんは補配水管布設工事(その1)のそれぞれ担当技術者として、工事現場の安全確保や品質確保に向けた取り組みなどが高く評価されました。

石井市長から激励の言葉を受けた受賞者の皆さんは、「このような形で努力が報われてうれしく思う。また表彰されるよう頑張りたい」とそれぞれ抱負を語っていました。

▶問い合わせ 契約検査課検査グループ(内線224)

甲種防火管理新規講習

▶日時

【1日目】9月29日(木)午前9時20分～午後4時50分

【2日目】9月30日(金)午前9時20分～午後3時55分

▶場所 行田グリーンアリーナ2階研修室

▶内容 甲種防火管理者の資格を取得するための講習

▶定員 80人(先着順)

▶受講料 8,000円(教材費など)

▶申し込み 8月16日(火)～23日(火)に一般財団法人日本防火・防災協会ホームページをご確認の上、申し込んでください。

▶問い合わせ 同協会 ☎ 03—6263—9903



災害情報伝達訓練を実施しました



(独)水資源機構とZOOMを利用したホットラインを行う石井市長

6月20日・21日の2日間、水資源機構利根導水総合事業所主催の武蔵水路内水排除情報伝達訓練に合わせ、忍川周辺の自治会が参加する「忍川浸水対策連絡協議会」とともに、災害情報伝達訓練を実施しました。

この訓練では、令和元年台風第19号と同規模の台風が接近したことを想定。石井市長と関係機関をオンラインでつなぎ、武蔵水路や忍川の水位状況を映像で確認しながら、注意喚起や避難に関する情報メールを発信しました。

▶問い合わせ 危機管理課危機管理グループ(内線282)

水防演習を実施しました



工法訓練(五徳ぬい)の様子

6月25日、利根川河川敷で行田市水防演習が実施され、石井市長をはじめ、消防団員・関係者ら220人が参加しました。

この演習では、水防関係機関との連携強化、水防技術の向上および水防に関する意識の向上を図りました。

市では今後も、実践的な訓練を継続的に実施し、水害対策に万全を期していきます。

▶問い合わせ 危機管理課危機管理グループ(内線282)

ライフ＆フードドライブを定期開催しています～ウクライナからの避難者支援にも活用します～

市では、食品ロスの削減や生活困窮者の支援を目的として、ライフ＆フードドライブを定期開催しています。いただいた品物は行田市社会福祉協議会を通じて生活困窮者などに分配(一部は現在市で受け入れているウクライナからの避難者に提供)します。

皆さんのご支援をお待ちしています。

▶開催日時 原則として毎月第3木曜日の午前8時30分～午後5時15分

▶場所 市役所本庁舎正面玄関ロビー(受付でお預かりします)

▶寄贈をしていただきたいもの

【日用品】ティッシュペーパー、トイレットペーパー、洗剤、石鹸、シャンプー、コンディショナー、スポンジ、ラップ、生理用品

※衣類や布製品は取り扱いません。

※未使用・未開封のもの。

【食品】米、乾麺、缶詰、レトルト食品、インスタント食品など常温保存可能で、賞味期限が3カ月以上あるもの。

ウクライナからの避難者について

市では現在、ウクライナからの避難者2人を受け入れており、住宅の提供などを行っています。避難者が安心して生活を送ることができるよう引き続き、必要な支援に努めていきます。

▶問い合わせ 環境課 ☎ 556—9530

※ウクライナからの避難者支援については、地域活動推進課(内線252)

行田ロータリークラブがウクライナ避難者へ市内共通商品券を贈呈



横田康介前会長(左)から市内共通商品券を受け取った石井市長

6月23日、行田ロータリークラブの横田康介前会長が市役所を訪れ、市が受け入れるウクライナから避難される方の生活を支援するため、市から本人たちに贈呈してほしいと、1世帯3万円分の市内共通商品券6世帯分を石井市長へ手渡しました。

当日居合わせた、市で受け入れをしている2人のウクライナ避難者には、横田前会長が直接手渡し、残り4世帯分の商品券については、市で預かり、今後受け入れた方へ贈呈する予定です。

▶問い合わせ 地域活動推進課(内線252)

〈新型コロナ〉生活支援・事業者支援事業

水道料金のうち基本料金を4カ月間無料にします

コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けた住民や事業者の負担を軽減するための支援として、8月～11月の4カ月間、検針によって請求される水道料金のうち、基本料金分を無料とします。

「上下水道使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)に表示される水道料金および合計金額には基本料金が含まれていますので、表示額からご使用の水道の口径に応じた2カ月分の基本料金(税込み)を差し引いた額が請求額になります。

※従量料金および下水道使用料は、無料化の対象ではありません。

▶口径別基本料金

口径(mm)	基本料金(2カ月分：税込み)
13	2,860円
20	3,080円
25	8,800円
40	16,500円
50	26,400円
75	34,100円
100	41,800円

上下水道使用水量・料金等のお知らせ			
様			
お客様番号			
使 用 月	年	月	日
検 針 日	年	月	日
水栓所在地			
□ 径	mm	メーター番号	
用 途	検 針 員		
今回指針	m ³	前回指針	m ³
旧メーター水量			m ³
使 用 水 量			m ³
下 水 排 水 量			m ³
水 道 料 金			円
(内消費税 %			円)
下水道使用料			円
(内消費税 %			円)
合 計 金 額			円
(消費税等を含む。)			
振替日・納期限	年	月	日
前回水量	m ³	前年同期水量	m ³
水道料金から基本料金を減額して請求します			

上下水道料金等領収書（口座振替分）			
使 用 月	年	月	分
使 用 水 量	m ³		
下 水 排 水 量	m ³		
水 道 料 金	円		
（内消費税 %	円）		
下水道使用料	円		
（内消費税 %	円）		
合 計 金 額	円		
（消費税等を含む。）			
振替日	年	月	日

上記金額を口座振替により領収しました
行田市水道事業企業出納員

検針票の水道料金および合計金額には基本料金を含めた金額を記載しています。口座振替時、納入通知書では基本料金を減額します。

口座振替をご利用の方は、2カ月後の検針票で基本料金が減額されていることをご確認ください。

▶問い合わせ 水道課業務グループ ☎ 553—0131

〈新型コロナ〉生活支援・事業者支援事業

キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンを実施します

コロナ禍で落ち込んだ市内での消費喚起による地域経済活性化、キャッシュレス化の促進による「新しい生活様式」の普及を図ります。ぜひこの機会に、キャッシュレス決済を活用し、日々の買い物をお得にお楽しみください。



足袋のまち行田！キャッシュレス決済でお得に買い物キャンペーン

	au PAY	d払い	楽天ペイ	PayPay
期間	9月	10月	11月	12月
対象店舗	市内の au PAY 加盟店 (コンビニ、大手 チェーンを含む)	市内の d払い 加盟店 (コンビニ、大手 チェーンを含む)	市内の 楽天ペイ 加 盟店(コンビニ、大手 チェーンを含む)	市内の PayPay 加盟 店のうち、中・小規 模店舗
ポイント還元率	決済金額の最大20パーセント			
ポイント還元上限	1回当たりの付与上限：2,000円相当ポイント 期間中の付与上限：10,000円相当ポイント(1 決済事業者当たり)			

※内容が変更となる場合があります。

※対象外の業種、取引があるため、対象店舗は、店頭に掲示するポスターおよびキャンペーン開始時にアプリ上でご確認ください。

※期間中でも予算に達した場合は予告なくキャンペーンが終了となります。

▶問い合わせ 商工観光課(内線383・374)

〈新型コロナ〉新しい生活様式への対応事業

高齢者の方のスマートフォン購入費用を補助します

スマートフォンを初めて購入した高齢者の方に、端末購入費用の一部を補助します。

▶対象 次の条件を全て満たしている方

- ・市内在住の65歳以上の方
- ・スマートフォンを初めて所持、購入された方
- ・非営利かつ自ら使用する目的で端末を購入された方
- ・市税などを滞納されていない方
- ・令和4年4月1日以降に対象店舗でスマートフォンを購入およびデータ通信契約をし、かつ対象店舗または各地域公民館で開催されるスマートフォン利用講座を受講していること
- ・市公式のメール配信サービスに登録していること

▶対象店舗 ドコモショップ、auショップ、ソフトバンクの店舗またはスマートフォン講座を開催する市内の携帯電話販売店(開催店舗については商工観光課へお問い合わせください)

※次のものは補助対象外

- ・データ通信契約をせず、端末のみの購入費用
- ・端末購入により発生する事務手数料、送料、サイト加入料など
- ・対象店舗以外で購入した端末の購入費用

▶補助金額 スマートフォンの端末購入費用(消費税を除く)の3分の2(上限額10,000円、1人につき1回まで)

※店舗によるポイント値引きは、ポイント値引き後の金額が補助対象

▶必要書類

- ①行田市スマートフォン購入費補助金交付申請書兼請求書
- ②受講証明書
- ③所有者氏名、購入年月日、機種、数量、金額、販売業者名が明記された契約書の写しまたはこれに準ずる書類
- ④申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤申請者の本人確認ができる書類の写し

※申請に必要な書類は、同課で配布(市ホームページからダウンロード可)

▶申し込み 令和5年2月28日(火)までに必要書類を同課へ提出してください。※予算がなくなり次第終了

▶問い合わせ 同課(内線374・383)



〈新型コロナ〉生活支援・事業者支援事業

市内店舗で使えるプレミアム付商品券を販売します

物価高騰などの影響を受けている生活者および市内事業者への支援と落ち込んだ地域経済の活性化を図るため、「行田市プレミアム付商品券」を販売します。

▶販売単位 10,000円(市内専用商品券500円券20枚、市内共通商品券500円券6枚、計13,000円分)

▶購入対象 市内在住の方

▶購入限度額 1人20,000円(1冊500円券×26枚を2冊まで)

▶利用期間 10月1日(土)～令和5年1月31日(火)

※期間を過ぎると利用できません。

▶利用可能店舗 行田市プレミアム付商品券取扱参加加盟店(店頭に表示を掲示)

※スーパーなどの大型店は、市内共通商品券(3,000円分)のみ利用可

▶申し込み 9月9日(金)(消印有効)までに往復はがきに次の項目を記入し、郵送で行田市商店会連合会。販売枠を超えた場合は、9月16日(金)午後2時から商工センター201会議室で公開抽選を行い、購入対象者を決定します。なお、申込結果は、9月下旬に申込者全員へ返信用はがきでお知らせします。

※購入希望者1人につき往復はがき1枚(重複申し込みは無効)

※申し込み後の希望冊数の変更不可

【往信宛名面】〒361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商店会連合会「プレミアム付商品券申込係」

【返信文面】何も記入しないでください。

【返信宛名面】申込者の①郵便番号②住所③氏名④購入希望冊数

【往信文面】①購入希望冊数②郵便番号③住所④氏名⑤電話番号

▶商品券の引き換え

商品券は購入引換券(返信用はがき)と代金を持参し、引き換えてください。

【期間】10月1日(土)～31日(月)※土・日曜日、祝日を除く。
10月1日(土)・2日(日)は引き換え可

【時間】午前10時～午後4時

【場所】・10月1日(土)～7日(金)は商工センターホール

・10月11日(火)～31日(月)は行田市商店会連合会事務局(商工センター3階)

※購入引換券の再発行はできません。

※購入引換券の持参がない場合、引き換えはできません。紛失などによる商品券の再発行もできません。

※引き換え期間を過ぎた場合、引き換えはできません。

▶発行者 行田市商店会連合会

▶問い合わせ 同会事務局 ☎556-8003 または商工観光課(内線378)

往信宛名面	返信文面
63 往信 郵便往復はがき 361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商店会連合会 「プレミアム付商品券 申込係」行	《空欄》 ※何も記入しないで ください

返信宛名面	往信文面
63 返信 郵便往復はがき 〇〇〇-〇〇〇〇 (申込者の) ①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④購入希望冊数 ()冊	①購入希望冊数 ()冊 (申込者の) ②郵便番号 ③住所 ④氏名 ⑤電話番号

※記入誤りや必要事項の記載がないはがきは、無効となります。

商品券の取り扱い店舗を募集します

▶対象 市内に店舗を有する全ての事業者

▶申込方法 行田市商店会連合会事務局または商工観光課(市ホームページからダウンロード可)で配布している「参加店舗登録申請書」に必要事項を記入し、FAXまたは郵送のいずれかの方法により申請してください。なお、チェーン店や市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに登録してください。

【FAX】556-8003

【郵送】〒361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商工センター3階 行田市商店会連合会

▶申込期限 9月2日(金)

※期限までに申し込みいただくと、商品券購入者へお渡しする取扱店一覧に掲載します。

※期限後も随時受け付けますが、取扱店としての周知は市ホームページのみとなります。

▶登録料および換金手数料 無料(取扱店の負担はありません)

▶問い合わせ 同会事務局 ☎556-8003(午前10時～午後5時※土・日曜日、祝日を除く)または商工観光課(内線378)

差別のない明るい人権尊重社会を目指して 8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルスの感染はいまだ収束しておらず、また、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的な取り扱いが報告されています。このような偏見や差別は決して許されません。

また、ワクチン接種が推奨されていますが、体質や持病などさまざまな事情により接種できない人もいます。ワクチン接種をしていない人に対して、接種の強制や差別、不公平や不利益な扱いをすることのないようにしましょう。

思い込みが差別や偏見を生みます。正しい知識や情報に基づいて冷静に行動するようお願いします。

部落差別のない社会の実現に向けて

平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて6年目となりました。

この法律は、現在もおお部落差別が存在していることに鑑み、部落差別の解消に関して国および地方公共団体の責務を明らかにした上で、部落差別のない社会を実現することを目的としています。特に情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな差別事象も発生しています。

本市では法律の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発、相談事業などを積極的に実施しています。



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 電話による相談を受け付けます

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、子どもを巡るさまざまな人権問題に取り組んでいます。このたび、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、一人でも多くの子供たちから専用相談電話による相談を受け付けます。なお、法務局職員と人権擁護委員が相談に応じ、秘密は守られます。

▶期間 8月26日(金)～9月1日(休)

▶受付時間 午前8時30分～午後7時※8月27日(土)・28日(日)は午前10時～午後5時

▶電話番号 0120—007—110※IP電話からは接続不可

▶費用 無料

人権を守るために

市では、各地区人権教育推進協議会、公民館、自治会など、さまざまな団体の協力のもと各種研修会の開催や、人権リーフレットの配布、また、市ホームページを活用した人権課題の周知などに取り組んでいます。今後も全ての人の人権が守られるよう、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と連携し、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っていきます。

市内の小・中学校から応募のあった人権標語の優秀作品集や人権リーフレットは市ホームページからご覧ください。



令和4年度行田市
人権ポスター優秀作品

困ったときは、一人で悩まず、相談を

- みんなの人権 110番 ☎ 0570—003—110
- 子どもの人権 110番 ☎ 0120—007—110
- 女性の人権ホットライン ☎ 0570—070—810
- ※いずれも月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)
- インターネット人権相談受付窓口「インターネット人権相談」で検索してください。



インターネット
人権相談受付窓口

▶問い合わせ 人権推進課(内線221)

▶問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課 ☎ 048—859—3507



〈新型コロナ〉事業者支援事業

中小企業等物価高騰対策緊急支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や不安定な世界情勢により、原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者に対し、物価高騰などによる影響を緩和するため、中小企業等に対する物価高騰対策緊急支援金を給付します。

▶対象 市内に主たる事業所を有し、次の全ての要件に該当する中小企業・小規模事業者および個人事業主

- 売り上げまたは粗利益について、令和4年1月～6月のうち、任意の1カ月間の額が前年(令和3年)同月と比較し5パーセント以上減少していること。
※令和3年7月～令和4年5月末に開業した事業者は、令和4年1月から6月までの連続する任意の2カ月間を比較
- 令和4年5月末までに事業を開始していること。
- 申請時点において市税の滞納がないこと。
- 事業による収入が収入全体の過半を占めていること。
- 本支援金の申請段階において、今後も事業を継続する意思があること。

▶支給額

【中小企業】10万円

【小規模事業者および個人事業主】5万円

▶支給の対象外となるもの

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団または同条第6号の暴力団員が経営に関与している者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- 宗教上の組織または団体
- 政治団体
- 当該事業収入の主たる事業所が市外にある者
- 市が実施する「行田市介護事業所物価高騰等緊急支援金」、「行田市障害福祉サービス等事業所物価高騰緊急支援金」、「行田市保育施設等物価高騰等緊急支援金」、「行田市医療機関等物価高騰緊急支援金」、「行田市施設園芸農家燃油高騰対策緊急支援金」の給付

を受ける者

▶必要書類

【法人・個人事業主共通】

- ①申請書兼請求書(市ホームページからダウンロード可)
- ②令和4年1月～6月のうち任意の1カ月の売り上げが確認できる書類(帳簿、売上台帳の写しなど)
※粗利益での減少を選択した場合は、売り上げから差し引く経費が分かる書類
- ③②に対応する前年同月の売り上げが確認できる書類または粗利益を証明する書類(法人は、法人概況説明書の裏面、帳簿、売上台帳の写しなど、個人事業主は、帳簿、売上台帳の写しなど)
※粗利益での減少を選択した場合は、粗利益の明細が分かる書類

④滞納がないことの証明書

⑤申請者名義の口座の通帳またはキャッシュカードの写し

【法人】

- ①直近の事業年分の確定申告書第一表控えの写し
- ②法人概況説明書(表面)の写し

【個人事業主】

- ①令和3年分の確定申告書B(第一表)または市県民税申告書の写し
- ②市内で事業を営んでいることが分かる書類(青色申告決算書、収支内訳書(白色申告)、営業許可証、賃貸借契約書の写しなど)

▶申請方法 必要書類を8月1日(月)～10月31日(月)(消印有効)に郵送(追跡可能郵便)により商工観光課へ提出してください。

※感染拡大防止のため、窓口での受け付けは行いません。

▶問い合わせ 同課(内線383)

ミナミカワラ・スリッパが寄贈されました



増田勝弘校長(右)へスリッパを手渡す
山本栄治会長(左)

6月20日、南河原地区の伝統産業である「ミナミカワラ・スリッパ」が南河原商工会から南河原中学校・小学校・幼稚園・保育園に寄贈されました。これは、同商工会がスリッパ産業をもっと皆さんに知ってもらい後世に伝えようといわれたものです。

この日、同商工会が最初に訪れた南河原中学校では、山本栄治会長から色鮮やかなスリッパが増田勝弘校長へ手渡されました。

▶問い合わせ 南河原商工会 ☎ 557—0742

社会を明るくする運動が行われました



歩行者にリーフレットを配布する保護司の様子

7月4日、埼玉りそな銀行行田支店前の交差点付近で社会を明るくする運動が実施されました。

行田地区保護司会、行田地区更生保護女性会が運転手や往来者にリーフレットなどを配布し、安全で安心な明るい地域社会を築くよう、広報・啓発活動を行いました。

▶問い合わせ 福祉課(内線285)

介護に関する入門的研修を実施します

市では、介護の仕事に関心がありながらも、介護を知る機会がない方向けに令和4年度行田市介護に関する入門的研修を行います。研修では、介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を全4日間(21時間)の日程で学びます。また研修終了後には、修了証明書をお渡しします。

▶日時 10月11日(火)～14日(金)午前9時30分～午後4時30分

▶場所 産業文化会館第2会議室

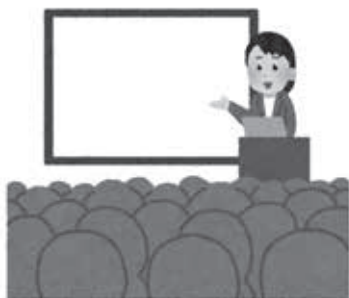
▶費用 無料

▶定員 30人

▶その他 詳細は、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 株式会社シグマスタッフ大宮支店 ☎048—782—5173

※問い合わせの際は、「行田市介護入門的研修」とお伝えください。



〈新型コロナ〉生活支援事業

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを支援する給付金を支給します。

住民税非課税世帯

▶支給対象 世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

※次の世帯は対象外

①令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯分・家計急変世帯分)を受給した世帯の世帯主を含む世帯

②世帯全員が、住民税が課税されている方の住民税上の扶養になっている世帯

③租税条約による非課税の方を含む世帯

▶支給額 1世帯当たり10万円

▶支給手続き 対象世帯には、確認書を発送しますので、確認後、返送してください。

▶その他 令和3年12月10日現在の世帯で判定します。

家計急変世帯

▶支給対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

▶支給額 1世帯当たり10万円

▶受付期間 8月1日(月)～9月30日(金)

▶申請書配布場所 福祉課、南河原支所、行田市社会福祉協議会

▶支給手続き 申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに持参または郵送で福祉課へ提出してください。

▶その他 住民税非課税世帯と家計急変世帯の給付金を重複して受給することはできません。

▶問い合わせ 同課(内線426)

埼玉県環境アドバイザーを募集しています

県では、県内の環境学習や環境保全活動を促進するため、豊富な知識や経験を有し、地域での環境保全活動や環境学習などに対して指導および助言などを行う環境アドバイザーを募集しています。

応募資格や応募方法は、県ホームページで確認の上、締め切り日までに県環境政策課へご応募ください。

▶問い合わせ 同課 ☎048—830—3019



〈新型コロナ〉生活支援事業

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育てに伴う負担増加に対し支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を支給します。

▶支給対象

(1)次のいずれかに該当し、令和4年度住民税均等割が非課税の方

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(申請不要)

②令和4年5月～令和5年3月に、新たに児童手当または特別児童扶養手当の受給者となった方や児童手当、特別児童扶養手当の対象となる児童が増えた方(申請不要)
(令和4年4月1日～令和5年2月28日に出生した児童を養育する方など)

③上記①以外で、平成16年4月2日～平成19年4月1日の間に出生した児童を養育している方(要申請、高校生のみを養育している方など)

(2)上記①～③に該当する方で、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当収入となった方(要申請)

※すでに、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給している方は支給対象になりません。

▶給付額 児童1人当たり一律5万円

▶申請手続きおよび支給方法

支給対象	申請	申請に必要な書類	支給方法
上記の支給対象(1)ー①に該当する方	不要		7月29日に児童手当・特別児童手当振込口座へ振り込み済み
上記の支給対象(1)ー②に該当する方	不要		児童手当などの認定後、順次、手当の登録口座へ振り込み
上記の支給対象(1)ー③に該当する方	必要	・申請者の本人確認書類の写し ・通帳またはキャッシュカードの写し ※必要に応じて、その他書類の提出をお願いする場合あり	申請内容を確認した後、支給要件に該当する方の指定口座に順次振り込み
上記の支給対象者(2)に該当する方	必要	・申請者の本人確認書類の写し ・通帳またはキャッシュカードの写し ・申請者および配偶者の令和4年1月以降の任意の1カ月分の収入が確認できる書類(可能な限り申請する月に近い月のものであること) ※給与明細書、年金振込通知、事業・不動産収入の帳簿など ※必要に応じて、その他書類の提出をお願いする場合あり	

▶申請・問い合わせ 令和5年2月28日(火)までに直接子ども未来課手当・給付グループ(内線262・292)

行田市人権施策推進審議会の委員を募集します

人権啓発および人権教育に関する施策の推進について、幅広い意見を反映するため、委員を募集します。

▶応募資格 満18歳以上の市内在住・在勤・在学の方で、平日昼間に行う審議会(年3回程度)に出席できる方。ただし、次に掲げる方を除きます。

①応募日現在、すでに本市の審議会などの委員の職にある方

②市職員および市議会議員

▶募集人数 2人

▶任期 2年間

▶応募方法 9月15日(木)(必着)までに「人権についての私の考え」をテーマにしたレポート(800字程度)と、住所、氏名、連絡先を記入した書類(様式自由)を持参、郵送、Eメールのいずれかの方法により人権推進課へ提出してください。【郵送】〒361—8601 行田市本丸2—5 行田市人権推進課【Eメール】jinken@city.gyoda.lg.jp

▶選考方法 書類選考の上決定し、応募者全員に結果をお知らせします。

▶問い合わせ 同課(内線221)

住民票の一部の写しの閲覧者を公表します

令和3年度に住民票の一部の写しの閲覧を許可したものを公表します。

- ・住民基本台帳法第11条第1項によるもの…4件

申請者(委託者)	閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	請求に関する住民の範囲
埼玉県営繕・公園事務所	土地所有者の居所調査	令和3年6月24日	大字下忍
自衛隊埼玉地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生等の募集事務	令和3年7月14日	持田・長野全域
埼玉県営繕・公園事務所	土地所有者の居所調査	令和3年8月11日	大字下忍・大字持田
埼玉県営繕・公園事務所	土地所有者の居所調査	令和3年10月12日	大字渡柳

- ・住民基本台帳法第11条の2第1項によるもの…21件

申請者(委託者)	閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	請求に関する住民の範囲
(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫(国土交通省)	2021年度旅行・観光消費動向調査	令和3年5月20日	大字堤根、大字樋上、大字荒木
(株)タイム・エージェント 代表取締役 渡辺啓之(埼玉県)	令和3年度埼玉県県民満足度調査	令和3年5月21日	桜町2丁目、荻里山町
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦(内閣府)	農山漁村に関する世論調査	令和3年5月26日	西新町
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦(NHK)	受信契約状況実態調査	令和3年6月17日	富士見町2丁目、大字荒木
(株)ナレッジ・マネージメント 代表取締役 佐藤廣志(埼玉県警察本部)	令和3年埼玉県警察県民意識調査	令和3年6月8日	忍1丁目、大字持田
(株)タイム・エージェント 代表取締役 渡辺啓之(埼玉県)	令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査	令和3年6月29日	城西1丁目～5丁目
(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士郎(埼玉県)	令和3年度埼玉県政世論調査	令和3年6月15日	富士見町2丁目
(株)日本リサーチセンター 代表取締役 杉原領治(NHK)	メディア利用の生活時間調査2021	令和3年8月3日	大字持田
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦(内閣府)	移植医療に関する世論調査	令和3年8月5日	大字酒巻
(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士郎(埼玉県)	令和3年度商店経営実態調査	令和3年8月10日	駒形1丁目、大字埼玉
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦(内閣府)	令和3年度国民生活に関する世論調査	令和3年8月20日	藤原町2丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦(NHK)	全国メディア意識世論調査	令和3年8月25日	門井町3丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦(内閣府)	外交に関する世論調査	令和3年8月25日	門井町1丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久(内閣府)	令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査	令和3年9月14日	大字持田
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久(消費者庁)	令和3年度消費者意識調査	令和3年10月5日	大字埼玉
(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士郎(内閣府)	孤独・孤立の実態把握のための全国調査	令和3年10月13日	大字小見
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久(お茶の水女子大学)	ゲーム障害(依存)に関する全国サンプリング調査	令和3年10月25日	門井町1丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦(大阪商業大学)	健康と暮らしについての調査	令和3年11月11日	大字斎条
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久(国土交通省)	令和3年度大都市交通センサス大都市圏住民調査	令和4年1月24日	行田市全域
(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士郎(国立大学法人 東京大学)	暮らしと仕事に関する全国オンライン調査2022春	令和4年2月2日	持田1丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦(NHK)	2022年全国放送サービス接触動向調査	令和4年3月16日	佐間1丁目

- ▶問い合わせ 市民課窓口グループ(内線249)

消費税のインボイス制度の説明会およびインボイス発行事業者の登録申請相談会を開催します

個人事業者で消費税の課税事業者の方

消費税のインボイス制度の説明会(前半60分)およびインボイス発行事業者の登録申請相談会(後半30分)を開催します。

- ▶日時 ①8月24日(水) ②9月14日(水)いずれも
【1回目】午前10時～11時30分
【2回目】午後1時30分～3時
- ▶場所 行田税務署2階会議室
- ▶定員 【説明会】各回20人(要予約)
【相談会】各回10人(要予約)

個人事業者で消費税の免税事業者の方

消費税のインボイス制度に関する説明会を開催します。

- ▶日時 ①8月30日(火) ②9月15日(木)いずれも
【1回目】午前10時～11時
【2回目】午後1時30分～2時30分
- ▶場所 行田税務署2階会議室
- ▶定員 各回20人(要予約)
- ▶申し込み・問い合わせ 行田税務署 ☎556—2121(音声案内2を選択)

優良運転者を表彰します

行田警察署および行田交通安全協会では、優良運転者の表彰を行います。これは、同協会会員が長年にわたり安全運転に努め、交通事故防止に尽力した成果に対し、自主申告制度により表彰するものです。無事故・無違反が証明された場合に表彰が受けられます。

- ▶受付期間 9月1日(水)～30日(金)午前8時30分～正午および午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶表彰基準 ①運転経験5年以上を有し、常に安全運転を心掛け、他の運転者の模範と認められる方
②過去5年間、10年間、15年間、20年間、25年間、30年間、35年間、40年間、45年間、50年間に分けて無事故、無違反の運転者
- ▶資格要件 ①同協会に入会している方
②平成29年10月以降、優良運転者として同署・同協会の表彰を受けていない方
- ▶申請方法 同協会事務局(行田警察署内)にある申請用紙および無事故・無違反証明交付申請書に必要事項を記入の上、運転免許証、同協会会員証、無事故・無違反証明書交付手数料670円、認め印を同協会事務局へ持参してください。
- ▶表彰 受賞者には後日表彰式の期日を通知します。
※表彰式は11月上旬を予定
- ▶申請・問い合わせ 同協会事務局(行田警察署内) ☎555—1112



行田市民便利帳を改訂します

市では、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報を分かりやすく提供するため市役所の各種手続きや地域の情報などをまとめた行田市民便利帳を作成・発行しています。

このたび、行田市民便利帳を最新の情報に改訂することとなりました(令和5年1月配布予定)。今回も、印刷から発行までの経費を広告料で賄い、世帯配布をします。市の費用負担を伴わない官民協働事業として株式会社サイネックスと協働で実施します。

事業者の皆さんへ 紙面に掲載する広告を募集しています

広告を掲載していただける事業者を募集するため、募集期間中、株式会社サイネックスの営業担当者が店舗や事業所を訪問したり、ダイレクトメールを送付したりすることがあります。なお、広告掲載の申し込みは株式会社サイネックスにお願いします。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

- ▶募集期間 10月下旬ごろまで
- ▶申し込み 株式会社サイネックス埼玉北支店 ☎525—1446 【FAX】525—1447
【Eメール】s-kumagaya@scinex.co.jp

- ▶問い合わせ 広報広聴課(内線318)



平成30年に発行した行田市民便利帳

県北総合相談センター 出張法律相談会

- ▶日 時 8月17日(水)、9月21日(水)、10月19日(水)午後
1時30分～4時30分
- ▶場 所 深谷市上柴公民館小会議室2(深谷市上柴町西
4-2-14・3階キララ上柴内)
- ▶内 容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動
産の名義変更など
- ▶相談方法 面談相談(1組1時間、要予約)
- ▶相 談 料 無料
- ▶主 催 埼玉司法書士会
- ▶申し込み 総合相談センター☎048-838-7472
- ▶問い合わせ 同会事務局☎048-863-7861

女性のための女性司法書士による 無料電話相談会

- ▶日 時 9月10日(土)午前10時～午後4時
- ▶内 容 遺言、相続、贈与、登記関係、起業、借金問題、
離婚などの悩みを抱える女性の相談に応じる。
- ▶電話番号 048-872-8055(当日のみ)
- ▶問い合わせ 埼玉司法書士会事務局☎048-863-7861

各 種 相 談 (8月15日～9月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相 談	場 所	期 日	時 間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	8月23日(火)	※予約は8月1日(月)から 午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		9月8日(木)	※予約は8月15日(月)から 午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	8月22日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	コミュニティセンター みずしろ 102会議室	8月21日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚支援 センター☎090-2416- 9692
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	9月14日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
人権	南河原隣保館	9月14日(水)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の 午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	8月23日(火)、9月6日(火)・13日(火)	午後5時15分～7時	水道課☎553-0131

納期のお知らせ (8月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

市県民税・・・・・・・・・・2期
国民健康保険税・・・・・・・・・・2期
後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・2期
介護保険料・・・・・・・・・・2期

納期限 8月31日(水)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な
口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 税務課(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

8月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
②国民健康保険税
③後期高齢者医療保険料
④介護保険料

▶問い合わせ ①税務課(内線231)
②保険年金課(内線271)
③保険年金課(内線227)
④高齢者福祉課(内線277)

下水道事業受益者負担金を お支払いの方へ

第1期納期限 8月31日(水)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、
使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。
この負担金の納付には便利な口座振替をご利用くだ
さい。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談を
ご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などに
より受益者の変更があった場合は、下水道課までご連
絡ください。

▶問い合わせ 同課業務グループ☎564-0303

産業文化会館臨時休館のお知らせ

8月27日(土)は、設備点検に伴う停電のため臨時休館
します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力
をお願いします。

▶問い合わせ 同館556-6371または生涯学習スポ
ーツ課☎556-8319

郷土博物館休館のお知らせ

8月29日(月)～31日(水)は館内の消毒のため、休館と
なります。

同期間中、「御城印」、「続日本100名城スタンプ」は観
光物産館「ぶらっと♪行田」で取り扱っています。また、
「マンホールカード」の配布は下水道課で行います。

なお、同期間中はミュージアムグッズなどの販売、
電話での問い合わせなどはできません。

▶問い合わせ 郷土博物館☎554-5911

日本遺産足袋蔵ロゴマークと 紹介文を使ってみませんか

本市は、「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち
行田」のストーリーで平成29年度に日本遺産に認定さ
れています。今年は認定5周年となることから、市を挙
げて日本遺産のまち行田をPRしていくためにロゴマー
クと紹介文を作成しました。

このロゴマークは、市内の事業者であれば無料でご
使用になれます。商品の包装紙や、商品に貼付するシー
ル、のぼり旗などに活用して、ぜひPRにご協力ください。

ロゴマーク

藍色とその反転、こげ茶
色の3種類

紹介文

「県内唯一の日本遺産に
認定された足袋蔵のまち
行田。行田足袋300年の
歴史を伝えるこのまちに
は、多くの足袋蔵が残り、
今も日本一の足袋産地と
して和装文化の足元を支
え続けている。」

▶利用料 無料

▶申し込み ロゴマーク使用届出書(市ホームページか
らダウンロード可)を日本遺産推進協議会事務局に事
前に直接または郵送により提出ください。詳しくは
市ホームページに掲載している使用の手引きと使用
マニュアルをご覧ください。【郵送】〒361-0052 行
田市本丸2-20 行田市産業文化会館3階 日本遺産推
進協議会事務局(文化財保護課内)

▶問い合わせ 同協議会事務局
(文化財保護課内) ☎553-3581



不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を
図るため、不用品登録制度を実施しています。こ
の制度は紹介制となりますので、紹介後は、本
人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡し
を行ってください。

なお、登録期間は3カ月です。登録受け付け
の際、写真を提供していただける方は、その旨
を申し出てください。

さしあげます

▷ランドセル ▷タヌキの剥製 ▷猫用トンネル ▷車椅
子 ▷テーブル ▷ペットキャリー ▷大正琴 ▷ペット
用サークル ▷姿見鏡

ゆずってください

▷電子レンジ ▷大人用自転車 ▷オープンレンジ ▷ベ
ビーベッド ▷泡立て器 ▷エアロバイク ▷計量器 ▷
空気清浄機 ▷扇風機 ▷非接触型体温計 ▷パソコン
▷バーベル ▷ランニングマシン ▷絵画用額縁 ▷椅子
▷ハンディアイロン ▷ベビーロックミシン

▼問い合わせ 環境課☎556-9530

親子の歯科健診・ヤング歯科健診

日 時	9月1日(木)午前9時30分～10時30分(15分ごとの予約制)	定 員	25人(先着順)
場 所	保健センター	参 加 費	無料
内 容	歯科健診、位相差顕微鏡による口腔内細菌の確認(希望者のみ)	持 ち 物	乳幼児は母子健康手帳
対 象	市内在住で次のいずれかに当てはまる方 ①就学前のお子さんとその保護者(健診は保護者のみでも可) ②20～39歳の方	そ の 他	・健診日の朝に、来所する方全員が自宅で体温測定をしてきてください。 ・新型コロナウイルス感染症の感染者状況により、中止となる場合があります。
		申し込み	8月1日(月)～24日(木)に直接または電話で健康づくり課

令和4年度埼玉県潜在保育士復職支援プログラムを実施します

県では保育士資格を持つ方で、保育園での勤務経験がない方や、保育園での勤務にブランクがある方に向けた研修を実施します。

- ▶期 日 11月2日(水)・7日(月)・23日(水)
- ▶場 所 浦和コソソ7階コソソホール(さいたま市浦和区高砂1-12-1)
※11月2日(水)・7日(月)はオンライン研修
- ▶そ の 他 3日間の研修後、県内の保育施設で1日間の見学実習を行います。詳細は、県ホームページをご覧ください。
- ▶問い合わせ 県少子政策課 ☎048-830-3349

令和4年度埼玉未来大学(後期課程)受講生を募集します

健康長寿を実現するプログラムや社会貢献、ソーシャルビジネスの起業と経営などを学ぶカリキュラムとなっており、セカンドステージの新たな活躍の場を見つける支援をします。

学科など	ライフデザイン科 (熊谷学園)	地域創造科選択講座 ①地域観光ボランティア養成講座 ②コミュニティカフェ開設講座 ③子どもの居場所づくり講座 ④地域の場づくり・居場所づくり創業講座
期 間	10月～3月の水曜日※18日間	10月～3月 ※①金曜日(8日間)、②土曜日(15日間)、③火曜日(4日間) ④土曜日(10日間)
場 所	熊谷市立勤労会館(熊谷市石原1410-1)	①・②・④埼玉県県民活動総合センター(北足立郡伊奈町内宿台6-26) ③埼玉県県民活動総合センターおよび大宮ソニックシティ(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)など
目 的	元気で自立したシニアライフを安心して送るために必要な知識を学び、習慣化します。	フィールドワークを通じて、NPO、ボランティア活動を始めることができるよう実践的に学びます。
定 員	80人	各25人
費 用	28,000円	①16,000円、②・④ 38,000円、③6,000円

- ▶対 象 県内在住で満50歳以上の方(令和4年4月1日現在)
- ▶そ の 他 募集案内(申込書を含む)は高齢者福祉課で配布しています。受講内容など詳しくは埼玉未来大学ホームページをご覧ください。
- ▶申し込み 9月13日(火)までに埼玉未来大学ホームページ、郵送、FAXのいずれかの方法により(公財)いきいき埼玉
- ▶問い合わせ (公財)いきいき埼玉 ☎048-728-2299

食中毒の発生に注意しましょう

食中毒は季節を問わず発生していますが、気温や湿度が高くなる夏季は、細菌を原因とする食中毒が発生しやすく注意が必要です。肉の生食や半生は高いリスクがあるため、中心部までしっかりと加熱してください。

また、アニサキス食中毒が増加傾向にあります。アニサキスは多くの魚介類にいる寄生虫で、主症状は激しい腹痛です。予防するために、新鮮な魚を選び、魚を丸ごと1匹で購入した際は、速やかに内臓を除去し、生で内臓を食べないようにしましょう。加熱調理または冷凍(マイナス20℃で24時間以上)をするとより有効です。

- ▶問い合わせ 加須保健所 ☎0480-61-1216

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状況により、中止または延期となる場合があります。最新情報は市ホームページでお知らせします。

子どもの健康

赤ちゃんクラス(申し込み不要)

日 時	8月29日(月)午前9時30分～11時
内 容	お子さんの体重測定や育児相談
対 象	4カ月未満のお子さんとその保護者

離乳食(初期)教室(要申し込み)

日 時	8月23日(火)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)
対 象	4～6カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

離乳食(中期)教室(要申し込み)

日 時	8月24日(水)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)
対 象	7～8カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

乳幼児相談(要申し込み)

日 時	8月22日(月)午前9時30分～11時30分
対 象	就学前のお子さんとその保護者

乳幼児健診など

- 事業名 4カ月児健診、離乳食(初期)教室、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診
- そ の 他 対象者には通知します。転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は健康づくり課にご連絡ください。

おとなの健康

健康相談(要申し込み)

日 時	8月22日(月) ※時間は申し込みの際にお知らせします。
場 所	保健センター
内 容	保健師、栄養士、歯科衛生士による食事、生活習慣、歯の健康についての相談

こころの相談(要申し込み)

日 時	8月24日(水) ※時間は申し込みの際にお知らせします。
場 所	保健センター
内 容	不安や不眠、生活リズムの乱れ、人間関係など、心に悩みのある方

お子さんの健康が気になるときだからこそ、予防接種と乳幼児健診は、遅らせずに予定どおり受けましょう。
健康づくり課(保健センター内)や医療機関では、感染予防対策を徹底、実施しています。

みんなの保健室

問い合わせ 健康づくり課(保健センター内)
長野2-3-17 TEL:553-0053 FAX:555-2551

休日急患診療

休日や祝日の急な病気やけがのときは次の医療機関をご利用ください。

期 日	医療機関名	電話番号
8月21日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
8月28日(月)	壮幸会行田総合病院	552-1111
9月4日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
9月11日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111

診療時間 午前10時～午後5時

診療科目 内科、小児科、外科

※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせてください。

在宅医療窓口

「病気があがるが、足が不自由で通院できない」「寝たきりの家族がいて床ずれが心配」などの相談があるとき
・行田市在宅医療・介護連携支援センター
☎553-2003

・相談時間 午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

「歯科医院への通院が困難」「訪問歯科診療を行っている歯科医院が知りたい」などの相談があるとき

・在宅歯科医療推進窓口 ☎080-1391-8020
・相談時間 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

#7119(365日24時間対応)

病院に連れて行こうか迷ったときや受診できる医療機関を知りたいときの全国共通ダイヤルです。また、県では、「埼玉県AI救急相談」を実施しています。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>





(令和4年7月20日撮影)

©小林有吾・小学館／「アオアシ」製作委員会



6/11・12
SAT SUN

田んぼアート米づくり 体験事業 (田植え作業)

ギネス世界記録®に認定された行田市の田んぼアート。14回目となる今年のデザインは人気サッカーアニメである『アオアシ』です。

古代蓮の里東側の水田では田んぼアート米づくり体験事業の田植え作業が行われ、2日間で延べ683人が参加しました。参加者は、図柄を描く紐に沿って、色の異なる4品種の苗を丁寧に植えていました。

ぎょうだ写真帖



7/3
SUN

第25回記念 ときめき レインボーフェスティバル



産業文化会館ホールで、行田市文化団体連合会主催の「第25回記念ときめきレインボーフェスティバル」が開催されました。

合唱連盟や演奏家連盟などさまざまな分野から11団体が出演。新型コロナウイルスの影響で3年ぶりの開催となりましたが、各団体がステージ上で心躍る演奏や舞踊などを披露し、客席からは大きな拍手が送られていました。



7/5
TUE

マイ足袋づくり体験

桜ヶ丘小学校で3年1組の20人の児童らが、オリジナルの足袋を作成する「マイ足袋づくり」を体験しました。

これは、ふるさと行田について学んでもらおうと、株式会社武蔵野ユニフォームと株式会社イサミコーポレーションの協力により行われたもの。子供たちは事前に用意した下書きをもとに、カラーペンを使って布にイラストや模様などを描きました。



6/18
SAT

行田ロータリークラブ 創立55周年記念講演会

「みらい」文化ホールで、行田ロータリークラブ創立55周年記念として、国立天文台上席教授の渡部潤一さんによる「はるかな宇宙に“夢”を描こう!～はやぶさからのメッセージ～」と題した講演会が開催されました。

この日は、小学生の親子を中心に227人が参加。神秘的な宇宙の話に、子供たちは目を輝かせて聞き入っていました。

佳作入選作品を紹介します。

小学生の部



下忍小学校 5年
嵯峨 ななみ



桜ヶ丘小学校 5年
松澤 希愛



桜ヶ丘小学校 5年
加藤 輝笑



埼玉小学校 4年
堀口 美咲



埼玉小学校 4年
高橋 芹棚



西小学校 4年
菊地 咲夢



南河原小学校 4年
野口 侑李



南河原小学校 4年
江森 友莉香



南河原小学校 4年
磯川 羽音



南河原小学校 4年
荒井 心花

中学生の部



西中学校 3年
松本 夏奈



西中学校 3年
川嶋 美心



長野中学校 3年
森田 紗彩



長野中学校 3年
村社 璃音

水道水について

A Q 白い水がでる
水道管の中に入っている空気が無数の小さな泡になったためと考えられます。しばらくそのまま放置しますと泡が消えて澄んだきれいな水になります。そのまま使用していただいても差し支えありません。

A Q 水が赤くにごる
建物内の老朽化した水道管内の鉄サビなどが原因で水がにごることがあります。

また、消火活動などで多量の水を使ったとき、水道工事や断水により、水道管を流れる水の速さや方向が変化したときに、水がにごることがあります。

このようなときは、しばらく水を流し、澄んでから飲用などにご使用ください。

回覧・広報などでお知らせすることなく漏水工事などで緊急に断水することがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。なお、水の使い始めには、水がにごる場合がありますので十分に気をつけてご使用ください。

緊急断水について

水道だより

第46号

令和4年8月1日発行

行田市都市整備部上下水道経営課 行田市大字前谷1番地1 ☎553-0131



水道週間ポスター展 入選作品

6月1日から7日まで「大切な 水と一緒に 暮らす日々」をスローガンに、第64回水道週間が全国一斉に行われました。本市ではその一環として、市内小・中学生による水道週間ポスター展を6月1日から9日まで 教育文化センターみらいを会場に開催しました。応募作品281点のうち、入選作品を紹介します。

小学生の部 入選作品



金賞 南小学校 4年
野呂 咲蘭



銀賞 西小学校 4年
栗原 駈



銀賞 南小学校 4年
小和瀬 斗慎



銅賞 桜ヶ丘小学校 5年
伊藤 杏優



銅賞 下忍小学校 5年
竹井 薫子



銅賞 南河原小学校 4年
佐野 心美

中学生の部 入選作品



金賞 長野中学校 3年
藤田 きらり



銀賞 西中学校 3年
安田 彩華



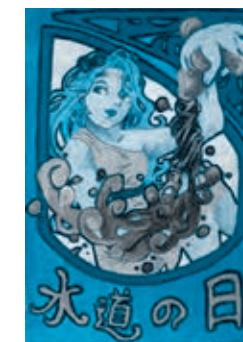
銀賞 西中学校 2年
尾形 美結



銅賞 長野中学校 3年
湯本 奈々



銅賞 西中学校 3年
櫻澤 ゆず



銅賞 西中学校 3年
三橋 芽生

(敬称略)

行田市水道料金口座振替利用者キャンペーンを実施しています。

行田市では、水道料金のお支払いに便利な口座振替の利用をお勧めしています。
日頃の感謝を込めて口座振替を利用されているお客様へ、応募者の中から、抽選で景品が当たるチャンス！

対 象 者

①既に口座振替を利用している方
※水道料金の滞納がある方は、対象外となります

②令和4年4月1日から令和4年9月30日までに新たに口座振替の申込みをされた方
※前回のキャンペーンで当選された方、下水道のみ使用の方は対象となりませんので、ご了承ください。

応募期間 令和4年8月15日から令和4年9月30日（当日消印有効）

応募方法

①の方は、左下の応募券を郵送又は水道庁舎・市役所・各公民館にある応募BOXから応募してください。（はがき可・複数応募は不可）
または、メールにて下記応募券の内容を記入の上応募ください。
Mail：suidokouza@city.gyoda.lg.jp

②の方は、自動応募となります。（手続き不要）

応募先 〒361-0038
行田市大字前谷1番地1 行田市上下水道経営課

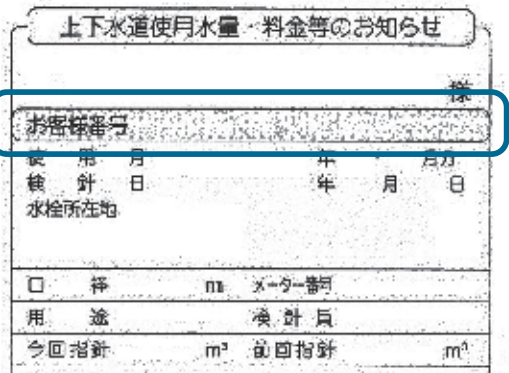
当選発表 10月25日ごろに、上下水道経営課ホームページに検針票に記載のお客様番号のみを発表させていただきます。
景品は、検針票の使用者住所へ郵送させていただきます。

景 品 等 市内商品券2,000円・・・250名様

利用可能店舗
十万石各店、ベルク各店、ウエルシア各店、
リカリッシュ旭町店 などの市内商店



こちらからも応募できます。



お問い合わせ先 行田市上下水道経営課 ☎048-553-0131(代) お客様番号は、検針票をご覧ください。

口座振替キャンペーン応募券

お客様番号

		-		-			-		
--	--	---	--	---	--	--	---	--	--

使用者氏名

電 話 番 号

住 所 行田市

キリトリせん

口座振替キャンペーン応募券 (記入例)

お客様番号

0	0	-	1	-	1	2	3	-	4	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

使用者氏名 行田 太郎

電 話 番 号 048-55△-△△△△

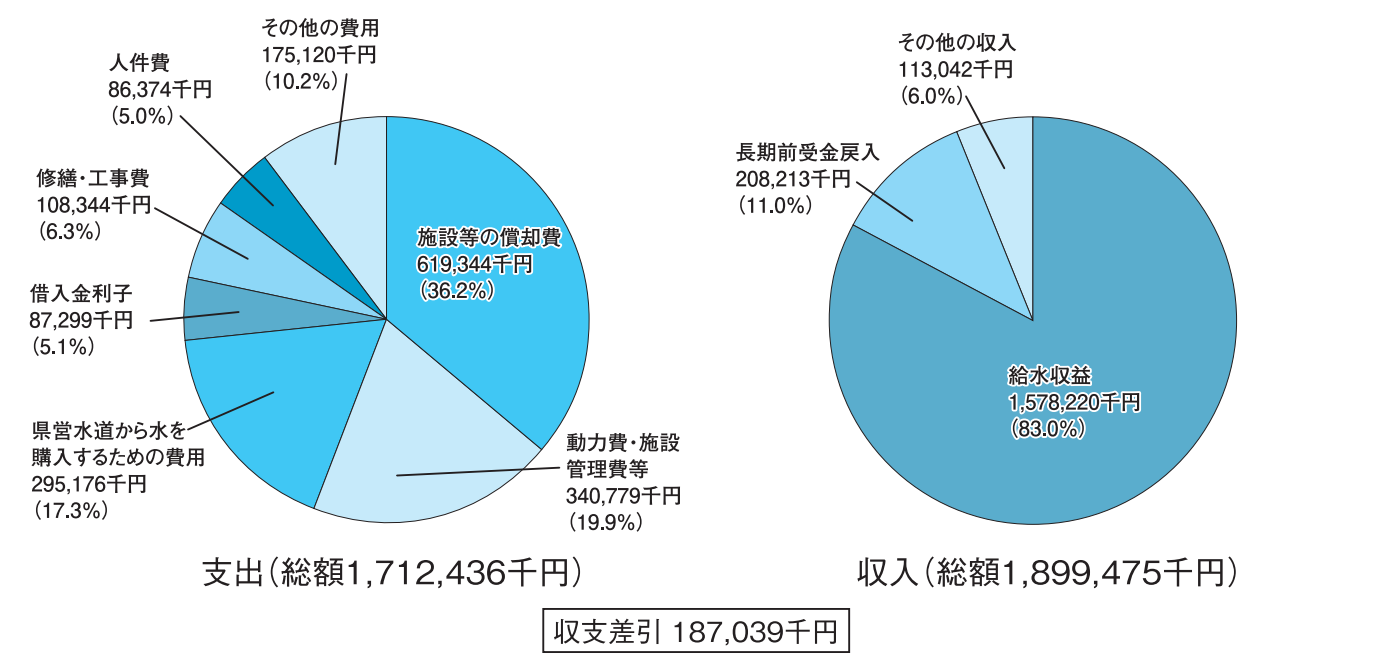
住 所 行田市前谷〇〇-〇

暮らしを支える水道水

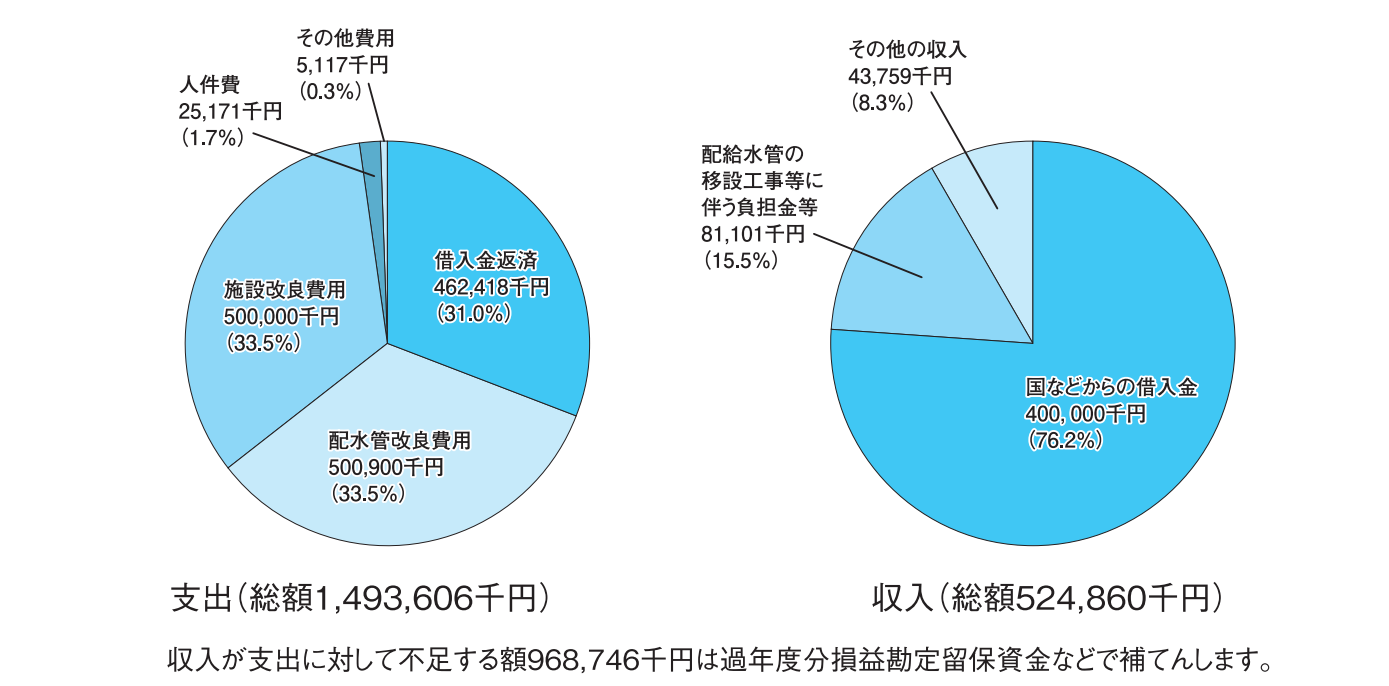
水道事業の経営は、市民の皆様からお支払いいただいた水道料金収入等で経費をまかなう「独立採算制」を基本としています。
安全な水道水を安定してお届けするために、水道施設の整備を推進するとともに、老朽化した水道管を更新するための布設替工事を引き続き行ってまいります。

令和4年度予算の概要

.....水をお届けするための予算.....



.....施設を維持するための予算.....



行田市指定給水装置工事事業者一覧【行田市内、市外(一部)】

水廻りに問題がありましたら、下記一覧やホームページをご利用ください。 順不同 令和4年7月1日現在

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
(株)清水アーネット	556-5151	(株)タカスイ設備	501-5694
(有)茂木水道工業所	556-3079	(有)セントラルサービス	557-0053
(有)加村工業	556-2912	関口農機具店	557-3297
(株)松本設備	554-1916	永光建設(株)	557-2228
(有)行田設備	556-1764	横山設備	556-8821
(株)太陽冷熱	554-6208	(有)新井清掃	554-3873
(有)春田水道	556-7370	(株)協亜建設	559-0603
小林設備工業(株)	554-6433	あいしんハウジング	594-6619
(有)クリハラ設備	556-5393	(株)大谷	553-1713
クマキ工業(株)	556-3078	(株)川田工業	554-5576
飯塚設備	557-1913	神明工坊	559-2469
木村工業(有)	559-4144	(株)ハウスプラミングエンタープライズ	564-0166
大山設備工業所	557-0543	ダイセーExt(株) 埼玉事業所	598-4353
(株)瀬山設備	559-3443	門井電気商会	556-3120
(株)イシワタ 行田支店	558-1515	(有)伊藤建設	559-3328
一功工業	559-4368	行田建匠	553-4604
(株)浜田設備	559-0267	(株)早坂建設	048-916-5546
アグゼ(株)	555-3459	(株)ミナミ住設	03-3704-5611
(有)稲原商店	556-3278	(株)エナジー	049-247-9002
サイカン工業(株)	553-0111	(株)住まいる安心レスキュー	048-229-2382
(有)新井企画	555-3798	(株)ノハラ興業	048-664-6398
(有)田中設備	554-2416	圏央設備(株)	049-287-4889
(有)橋本電気商会	557-2840	(株)桐宗工業	048-578-7216
森設備 (株)	556-2300	(有)山崎製作所	048-532-3494
(有)関東水研	552-0222	太田設備	554-9175
シーエス	554-1545	茂木設備工業	048-591-2032
勇設備工業	559-1114	(株)大垣設備	0283-61-0225
富士産業(株) 行田営業所	550-4031		

網掛（青）：令和3年7月以降に行田市指定給水装置工事事業者となった業者

◆行田市指定給水装置工事事業者一覧【行田市内・市外】は、ホームページでご覧いただけます。

市水道課職員を装った訪問販売等にご注意ください

「市水道課のほうから来ました」「市水道課ですが」などと、あたかも水道課職員のように装い、水道の蛇口の修理や清掃等をあっせんする訪問者の情報が寄せられています。

市では、このような訪問は行っておりませんのでご注意ください。

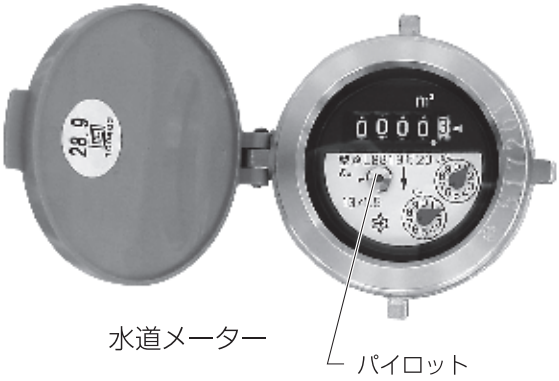
なお、不審な訪問があった場合には、下記までご連絡ください。

〈連絡先〉 都市整備部 水道課 電話 048-553-0131
行田警察署 電話 048-553-0110



漏水は毎月チェックし早めの発見を

水道メーターより宅内側で漏水が発生した場合、水道料金はおお客様のご負担になります。なお、地下等で発見できにくい漏水は、水道料金の一部が軽減対象となる場合があります。早期発見のため定期的に水道メーターの確認をお願いします。



確認方法

- ①すべての蛇口を閉める
- ②水道メーターのパイロットを確認する
- ③パイロットが回転していれば漏水の可能性あり
- ④漏水の修繕は、行田市指定給水装置工事事業者に依頼（修繕費用は全額お客様負担です）

夜間納付窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日（火曜日）
令和4年 8月	2日(火) 23日(火)
9月	6日(火) 13日(火)
10月	4日(火) 18日(火)
11月	8日(火) 15日(火)
12月	6日(火) 20日(火)
令和5年 1月	10日(火) 24日(火)
2月	7日(火) 14日(火)
3月	7日(火) 28日(火)

場 所：行田市大字前谷1番地1 水道庁舎（西部配水場内）
時 間：午後7時まで



納期限内のお支払いをお願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。納入通知書に記載してある取扱金融機関並びにコンビニエンスストアでお支払いいただけます。水道料金の納入がない場合には、給水を停止する場合がありますので、ご注意ください。

水道課では便利な口座振替のご利用をおすすめしています。水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って納入通知書裏面に記載してある取り扱い金融機関（みずほ銀行・川口信用金庫を除く）の他、全国のゆうちょ銀行・郵便局、中央労働金庫でお申し込みください。

水道課発行の印刷物に広告を掲載しませんか

水道課が発行する印刷物への有料広告を募集しています。

詳しくは水道課へお問い合わせください。

広告掲載を募集している印刷物

◇水道だより

◇水道検針票

獅子舞を見に行こう

市内には現在、6つの地域で獅子舞が継承され、県・市の無形民俗文化財に指定されています。
今年は次の日程で演舞が行われます(若小玉の獅子舞、野の獅子舞については、「市報ぎょうだ」9月号でお知らせします)。
地域の歴史を伝える貴重な民俗芸能の演舞をご覧ください。

名 称	日 時	場 所	演 目	内 容
下中条の獅子舞	8月20日(土) 午前10時	下中条の治子神社	弓・橋	コロナ禍のため、祭礼の後、獅子舞を奉納して終了。夜の部は中止。
在家の獅子舞	8月20日(土) 午後7時	南河原の河原神社	道節・岡崎・お暇乞いなど	演目が続けて一気に演舞します。
馬見塚の獅子舞	9月3日(土) 午前10時	馬見塚の神明社・諏訪神社・西善院	おかざき・稲穂・鐘巻など	神明社で2庭舞い、その後地区を回りながら、諏訪神社、西善院などで演舞します。
長野の獅子舞	9月11日(日) 午前10時30分	久伊豆神社・長久寺	笹掛り・鐘巻	午前10時30分から久伊豆神社で笹掛りを行い、午後2時から長久寺で鐘巻を行います。

※日時、演舞内容は変更になる場合があります。詳細は市ホームページで確認(1カ月前ぐらい)するか文化財保護課に問い合わせてください。
▶問い合わせ 同課 ☎553—3581

問屋町祭り 2022

- ▶日時 9月4日(日)午前10時～午後4時(雨天決行)
- ▶場所 熊谷流通センター(熊谷市問屋町2—4—1)
- ▶内容 組合設立50年の感謝と会館建て替え後の未来像をテーマにしたイベント。詳細は組合ホームページなどでご確認ください。
- ▶主催 協同組合熊谷流通センター
- ▶後援 行田市、行田商工会議所他
- ▶問い合わせ 同組合 ☎528—2150



「ボッチャ」交流会

- ▶日時 9月23日(金)午前9時30分～午後0時10分(受け付けは午前9時15分)
- ▶場所 行田グリーンアリーナ1階剣道場
- ▶内容 東京2020パラリンピック競技種目であり注目を浴びる「ボッチャ」を体験する。
- ▶参加費 無料
- ▶主催 レ・クリエーションGyoda
- ▶共催 行田市社会福祉協議会、行田市産業・文化・スポーツいきいき財団
- ▶後援 行田市、行田市教育委員会
- ▶申し込み 8月1日(月)から直接または電話で行田市社会福祉協議会 ☎557—5400 ※当日参加可
- ▶問い合わせ 電話またはEメールで同団体事務局 ☎080—1335—0795【Eメール】recgyoda@gmail.com

会津若松市内ウォーキング

- ▶期日 9月4日(日)午前6時15分集合※雨天決行
- ▶集合場所 行田市バスターミナル駐車場
- ▶内容 福島県の会津若松市までバスで移動し、約8キロメートルの市内ウォーキングを楽しむ。
- ▶対象 市内在住・在勤で小学生以上の方※小・中学生は保護者または成人の責任者同伴のこと
- ▶定員 50人(先着順)
- ▶参加費 2,000円(保険料を含む)
- ▶その他 コースや持ち物などの詳細は、申し込み時に説明します。
- ▶申し込み 8月21日(日)午前10時～正午に直接、産業文化会館2階(代表者1人につき4人まで)
- ▶問い合わせ 行田市スポーツ推進委員協議会事務局(生涯学習スポーツ課内) ☎556—8336

広告

イベントなどの中止・延期情報

新型コロナウイルス感染症の影響で催しなどが中止・延期になる場合があります。詳しくは、各連絡先に問い合わせるか市ホームページでご確認ください。



星川の自然観察会

- ▶日時 8月28日(日)午前8時開始
- ▶場所 馬見塚第2集会所(馬見塚913)
- ▶内容 観察会とクビアカツヤカミキリの駆除を行う。
- ▶主催 星川の自然とキタミソウを守る会
- ▶問い合わせ 同会会長栗原 ☎557—0091

北彩タウン情報
～でかけませんか となりまち～

- ▶羽生市 スポフェス in 羽生
- ▶日時 9月10日(土)午前10時開始
- ▶場所 羽生市体育館および羽生中央公園(羽生市東9—1—1)
- ▶内容 スポーツ体験教室、体力測定、施設の無料開放など
- ▶問い合わせ 羽生市体育館 ☎048—563—0150

加須市 オニバスを見に行こう

- ▶加須市内には県内唯一のオニバスの自生地があり、8月から9月上旬まで紫色の花を咲かせます。
- ▶場所 加須市飯積地内(北川辺総合支所(加須市麦倉1481—1)から東へ約900メートル)※駐車場あり
- ▶問い合わせ 同支所地域振興課 ☎0280—62—2111

第49回市長杯争奪ソフトテニス大会

- ▶日時 8月21日(日)午前9時30分開会(受け付けは午前9時)※雨天の場合は28日(日)
- ▶場所 総合公園庭球場
- ▶種目 一般男子、一般女子
- ▶試合方法 トーナメント方式
- ▶参加費 1ペア【一般】1,500円【中学生・高校生】1,000円※当日徴収
- ▶主催 行田市ソフトテニス連盟
- ▶申し込み 8月14日(日)までに申込用紙をEメールで提出【Eメール】info@gyoda-sta.main.jp ※申込用紙は同連盟ホームページ(<http://gyoda-sta.main.jp/>)からダウンロード
- ▶問い合わせ 同連盟理事長大西 ☎080—5492—2239

忍川美化活動・生き物調査

- ▶日時 8月28日(日)午前9時～11時※雨天時は9月4日(日)
- ▶集合場所 忍川・吾妻橋付近(行田警察署横)
- ▶内容 ごみを拾う美化活動と川に生息する生き物調査
- ▶参加料 無料
- ▶持ち物 マスク、作業のできる服装、タオル、ごみ拾い用のトンゴおよび消毒液(お持ちの方)※軍手、ビニール袋は配布します。
- ▶主催 行田市民大学・市民大学同窓会「忍川の自然に親しむ会」
- ▶後援 行田市、行田市教育委員会
- ▶問い合わせ 田口 ☎090—1659—4576

イベント

みんなでまなぼう
地域の文化財 in 埼玉公民館

- 文化財に関する本市の取り組みや市内各地域の文化財について、皆さんとともに学び合うパネル展示を開催します。
- ▶日時 8月28日(日)午前10時～午後3時
- ▶場所 埼玉公民館1階ホール
- ▶内容
 - ・市の歴史と文化財に関するパネル展示
 - ・会場周辺地域(埼玉、下忍、長野、太田)の歴史と文化財に関するパネル展示
 - ・参加型コーナー(文化財マッピング体験などを予定)※会場には解説員が常駐します。
- ▶入場料 無料
- ▶その他 市域を3ブロックに分けて開催し、今回は2ブロック目です。3ブロック目(忍、行田、星宮、佐間、持田、太井)の開催情報は市報9月号でお知らせします。
- ▶問い合わせ 文化財保護課 ☎553—3581

13th amp かわいいサミット

- ▶日時 8月24日(水)～29日(月)午前10時～午後6時(29日は午後3時まで)
- ▶場所 八木橋百貨店8階カトレアホール(熊谷市仲町74)
- ▶内容 全国各地の障害者施設・団体などが制作した「かわいいもの」「おいしいもの」「アート作品」の展示・販売
- ▶入場料 無料
- ▶主催 13th amp かわいいサミット実行委員会(NPO法人CILひろこせん内)
- ▶問い合わせ 同会 ☎555—1100【FAX】555—1301

広告

自衛官募集説明会

- ▶日時 8月20日(土)【1回目】午前10時【2回目】午後1時
- ▶場所 ティアラ21 4階会議室(熊谷市筑波3-202)
- ▶内容 募集に関する詳しい説明および現職自衛官による体験談など
- ▶☎ 防衛省自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所 ☎522-4855

保育士向け就職フェア

- ▶日時 【川越会場】9月3日(土)【大宮会場】9月17日(土)いずれも午後1時～4時
- ▶場所 【川越会場】ウェスタ川越1階多目的ホール(川越市新宿町1-17-17)【大宮会場】ソニックシティビル地下第四・五展示場(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)
- ▶内容 県内の保育園、認定こども園などが参加する個別面談会
- ▶参加費 無料
- ▶その他 詳細は県ホームページをご覧ください。
- ▶☎ 県少子政策課 ☎048-830-3349

その他

献血

- ▶日時 8月29日(月)午前9時30分～午後4時30分 ※午前11時45分～午後1時を除く
- ▶場所 市役所正面玄関前
- ▶持ち物 献血カード(お持ちの方)
- ▶☎ 埼玉県赤十字血液センター ☎048-720-8009

大学の開放授業講座の受講生

- 県内外の大学がさまざまな分野の講座を開放し、55歳以上の方が学生と一緒に学ぶ機会を提供します。
- ▶募集開始 8月1日(月)
- ▶期間 おおむね9月～3月
- ▶場所 県内の大学および都内1大学
- ▶科目 経済政策、社会福祉、語学など
- ▶対象 県内在住の55歳以上の方
- ▶費用 各科目1万円程度
- ▶☎ 県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/4-rikarento.html>)の募集案内を確認の上、直接各大学
- ▶☎ 県高齢者福祉課 ☎048-830-3263

相談

2022年度第3次求人企業合同面接会

- ▶日時 8月30日(火)午後1時～4時(受け付けは正午～午後3時30分)
- ▶場所 大宮ソニックシティビル4階市民ホール(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)
- ▶対象 2023年3月大学・短大・専門学校を卒業予定の方、既卒3年以内の方
- ▶内容 県内企業が60社以上参加し、面接会を行う。
- ▶入場料 無料
- ▶持ち物 履歴書(複数枚)
- ▶その他 参加企業名は8月16日(火)から埼玉県雇用対策協議会ホームページに掲載します。事前予約は不要、入退場自由です。
- ▶☎ 同 協 議 会 ☎048-647-4185

支えあいのまちづくり地域担い手養成講座

- ▶日時 9月14日(水)午後1時30分～3時30分
- ▶場所 商工センターホール
- ▶内容 講義「対人援助に必要なこと～自分を知って相手を知ろう～」
- ▶講師 倉林宣子さん(公認心理士)
- ▶定員 20人(定員を超えた場合は抽選)
- ▶参加費 無料
- ▶主催 行田市社会福祉協議会
- ▶その他 講義後にボランティア活動の紹介もあります。
- ▶☎・☎ 8月29日(月)までに電話で同協議会 ☎557-5400

募集

下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験

- ▶試験日 11月27日(日)
- ▶会場 聖学院大学(上尾市戸崎1-1)
- ▶受験資格 次の①～④のいずれかに該当する方 ①高等学校の土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した方 ②高等学校を卒業した方で、排水設備工事等の設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する方 ③排水設備工事等の設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する方 ④①～③に準ずる方
- ▶受験料 1万円
- ▶☎ 8月22日(月)から下水道課で配布する受験案内を参照の上、9月30日(金)(必着)までに郵送により提出してください。
- ▶☎ 同課 ☎564-0303

読書推進実行委員会第19回講演会

- ▶日時 9月3日(土)午後1時30分開演(午後1時開場)
- ▶場所 中央公民館第1会議室
- ▶演題 「全ての子どもに本は届いているか」
- ▶講師 大井むつみさん(日本子どもの本研究会会員)
- ▶定員 60人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶主催 公益財団法人忍郷友会
- ▶後援 行田市教育委員会
- ▶☎・☎ 各公民館に設置した申込書または任意の用紙に住所、氏名、電話番号を記入の上、8月25日(木)までに電話またはFAXで同会事務局 ☎556-9000【FAX】556-9007(火・金曜日の午前10時30分～午後4時)または宮脇書店行田店 ☎554-6300【FAX】553-7500

第37回環境公開学習会ダンボールコンポストを作ってみよう

- ▶日時 8月23日(火)【1回目】午前10時【2回目】午後1時30分
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろ
- ▶内容 生ごみを資源にするダンボールコンポスト作りを体験する。
- ▶講師 白倉俊也さん(コンポストアドバイザー)
- ▶定員 各回10組(先着順)
- ▶対象 小学生以上(低学年は保護者同伴)
- ▶持ち物 手袋
- ▶参加費 500円(材料費)
- ▶主催 行田環境市民フォーラム
- ▶後援 行田市、行田市教育委員会
- ▶☎・☎ 電話またはFAX、Eメールで同団体中村 ☎090-1778-4062【FAX】554-1167【Eメール】green.hiro39@gmail.com

ヨガ講座「ヨガのポーズでリフレッシュ」

- ▶日時 9月3日(土)午前10時～午後0時30分
- ▶場所 VIVAぎょうだ2階学習室
- ▶内容 ヨガ講座の前にSDGsの学習(入門編)も行います。
- ▶対象 市内在住・在学・在勤の方
- ▶定員 20人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 ヨガマット(持っていない場合は大きめのタオル2～3枚)、汗拭きタオル、マスク、飲み物
- ▶その他 ひととき保育の申し込みは8月17日(木)まで
- ▶☎・☎ 8月10日(火)から直接または電話でVIVAぎょうだ ☎556-9301 ※月曜日は休館

講演・講座・教室

介護教室「介護と仕事の両立を考える」

- ▶日時 8月27日(土)午前10時30分～正午
- ▶場所 総合福祉会館「やすらぎの里」第3研修室
- ▶内容 社会保険労務士や地域包括支援センターの職員から、介護に関する制度や考え方を学ぶ。
- ▶対象 家族を介護している方、介護に関心のある方
- ▶定員 20人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 筆記用具
- ▶☎ 8月25日(木)までに電話で同センター緑風苑 ☎557-3611
- ▶☎ 高齢者福祉課(内線278)

スマートフォン講習会を開催します

スマートフォンの基本的な操作やアプリの使い方を学びます。便利な機能を使いこなし、情報収集やコミュニケーションを楽しみましょう。オンライン化した市役所の行政サービスの使い方も学びます。

▶期日・場所 令和5年2月まで
<9・10月の開催スケジュール>

回	場 所	期 日	電話番号
19	忍・行田公民館	9月10日(土)・11日(日)	556-8674
20	佐間公民館	9月17日(土)・18日(日)	553-1478
21	中央公民館	9月24日(土)・25日(日)	556-2649
22	長野公民館	10月 1日(土)・ 2日(日)	553-1414
23	桜ヶ丘公民館	10月 5日(水)・ 6日(木)	556-6500
24	星河公民館	10月15日(土)・16日(日)	553-1417
25	持田公民館	10月22日(土)・23日(日)	553-1415
26	荒木公民館	10月27日(木)・28日(金)	557-3506
27	中央公民館	10月29日(土)・30日(日)	556-2649

※1回につき、2日間の日程で開催(いずれか1日のみの参加も可)
※11月以降の申し込みも受け付けています。日程・申し込み状況などは、各公民館に問い合わせてください。
※各館とも月曜日休館。中央公民館は月曜日が祝日の場合は翌日が休館。

- ▶時 間 【第23回・第26回】午後4時～6時 【第19回～22回・第24～25回、第27回】午前10時～正午
- ▶内 容 【1日目】基本操作 【2日目】応用操作
- ▶対 象 市内在住の方
- ▶定 員 各講座5人
- ▶受 講 料 無料
- ▶持 ち 物 スマートフォン、充電器
- ▶申し込み 各公民館
- ▶問い合わせ 情報政策課(内線327)

広告

広告

行田 歴史系譜 341

資料がかる
行田の歴史 41

幕末の動乱と松平忠誠

文久3年（1863）4月、忍藩主松平忠国は家督を養子の忠誠譲りました。忠国はそれまで跡継ぎとして2人の養子を迎えたのですが、一人は離縁、もう一人は死去しており、忠誠は3人目の養子となります。忠誠の実家は下野国烏山藩主大久保家ですが、松平家との血縁関係はなく、強いて上げれば江戸の下屋敷が近所なので、養子を探していた松平家の目に止まったのかもしれない。

文久3年は幕末の動乱が挙に加速した年です。將軍徳川家茂が將軍としては229年ぶりに上洛し孝明天皇に拝謁し、八月十八日の政変で急進的な攘夷派の公家と長州藩が京都から追放されました。そのような中、松平忠誠は幕府から將軍上洛の謝礼を述べること、京都警備のため上洛を命じられました。この上洛の編成を記録したものが「上洛供奉行列之次第」です。

上洛の命令が出たのが8月で、出発が9月2日ですから、準備期間が短く大急ぎでの出発となりました。この時忠誠に従ったのは、家老の山田大隅と山田此面をはじめ、御用人や



上洛供奉行列之次第
(行田市郷土博物館蔵)

御小姓頭ら忠誠の側近に仕える者、馬廻や御徒ら軍事部門を担当する番方と呼ばれる家臣たち、さらには医者や右筆、儒者、料理人、奥坊主まで入れて総勢350人程となっています。持参する武器や道具類ですが、鉄砲が67挺もあり、上洛の目的が警備であったことが分かります。京都までの行程は15泊16日でした。写真には忠誠の乗った駕籠の周囲の様子を描いたものです。周りを馬廻26人と御小姓11人らが取り囲み、その外側には左右それぞれ鉄砲10挺ずつが配されています。忠誠は12月28日に孝明天皇に拝謁し、翌年の3月に江戸に戻りました。忠誠はこのうち慶応2年、3年と計3度上洛し、慶応4年3月には病床の中、新政府軍の忍城入城に対応しました。明治2年6月に亡くなりますが、藩主在任中は幕末の動乱に翻弄され続けたのです。

(郷土博物館 鈴木紀三雄)

はじめまして



令和3年8月生まれのおともだち

令和3年10月生まれのお子さんを募集します

- 8月1日(月)～31日(水)に電話またはEメールで広報広聴課(内線318) ※応募要領は市ホームページをご覧ください。
- 応募者多数の場合は、9月2日(金)午前11時から市役所203会議室で公開抽選を行います。



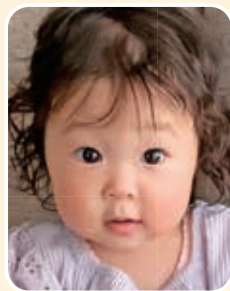
小島 望凛愛ちゃん(長野)
令和3年8月2日生まれ
父・弘樹さん 母・智代さん
「1歳おめでとう☆
大好き♡」



木元 葵ちゃん(下須戸)
令和3年8月13日生まれ
父・学さん 母・舞さん
「その名の如く誠実であれ。」



山口 結風ちゃん(城西)
令和3年8月4日生まれ
父・未来さん 母・里美さん
「元気にすくすく育つてね! いつも笑顔であって♡」



菊地 陽葵ちゃん(持田)
令和3年8月30日生まれ
父・孝文さん 母・愛さん
「生まれてきてくれてありがとう。これからたくさんの幸せがありますように。」



久保 秋りたちゃん(若小玉)
令和3年8月30日生まれ
父・祥平さん 母・佳苗さん
「生まれてきてくれて
ありがとう♡」



山口 結風ちゃん(城西)
令和3年8月4日生まれ
父・未来さん 母・里美さん
「元気にすくすく育つてね! いつも笑顔であって♡」

今月の表紙

年々、全国的に空き家が増加しており、その管理不全により周囲の景観や地域の生活環境に悪影響を及ぼしています。空き家の取得した理由の約50パーセントが相続によるものです。今から家族などと一緒に空き家について考えてみましょう。

ホームページ <https://www.city.gyoda.lg.jp>



行田市のマイナンバーカード交付率 37.1% (7月1日現在)



詳細は総務省ホームページ



環境にやさしい
植物油インキ

市報ぎょうだは
再生紙を
使用しています